

# 鮭川村 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年7月

鮭川村通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「鮭川村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

### 最上地区通学路安全推進会議（全体会）

- ・ 最上地区8市町村教育委員会
- ・ 新庄警察署
- ・ 国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所
- ・ 国土交通省山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所
- ・ 最上総合支庁建設部道路計画課
- ・ 各市町村道路管理者

### 鮭川村通学路安全推進会議

- ・ 新庄警察署（鮭川駐在所）
- ・ 最上総合支庁建設部
- ・ 鮭川村農村整備課
- ・ 鮭川村住民税務課危機管理室
- ・ 村立小・中学校
- ・ 村立小・中学校PTA
- ・ スクールバス運行業者
- ・ 鮭川村教育委員会

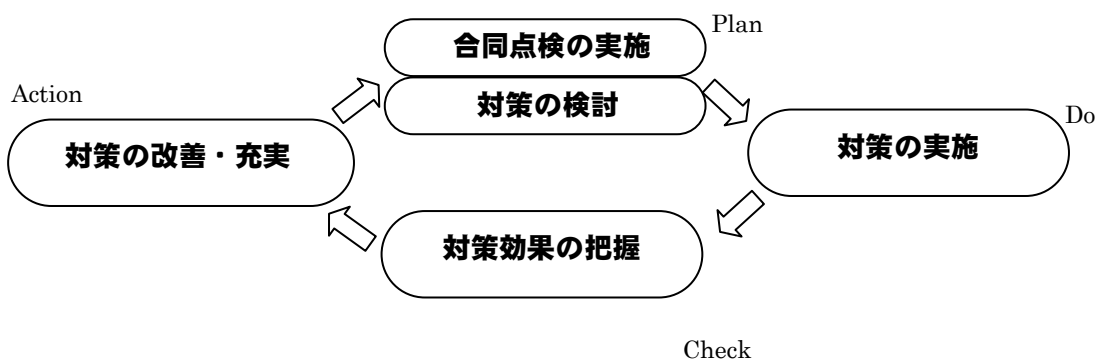
## 3. 取組方針

### （1）基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を継続し、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 対象となる通学路

- ・対象となる通学路は、自宅から学校までの道のり、自宅からバス停までの道のりとして。また、スクールバスの運行経路も対象とします。

(3) 定期的な合同点検

○合同点検の実施計画等

- ・各学校が安全点検を実施します。(4月中) また、危険とした箇所を教育委員会に報告します。
- ・5月に、第1回鮭川村通学路安全推進会議を開催し、効率的・効果的に合同点検を行うため、情報共有及び点検計画を検討します。また、前年度の積雪時の危険箇所についても検討します。
- ・最上地区通学路安全推進会議(全体会)において、県道路管理者・新庄警察署と打ち合わせを実施し、合同点検計画を立てます。
- ・関係機関と日程調整を行い、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する通学路合同点検を実施します。

(4) 対策の検討

- ・点検後、第2回鮭川村通学路安全推進会議を開催し、対策案についての検討を行います。
- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、必要に応じ実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、児童生徒・保護者・地域住民等の関係者への聞き取りやアンケートを実施するなど、対策効果の把握を実施します。

(7) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」を作成し、公表します。

## 5. プログラム実施の流れ

	内 容	時 期	詳 細
1	危険箇所把握	4 月中	各学校は通学路等の点検を行い、教育委員会へ危険箇所を報告する。教育委員会は危険箇所の一覧表を作成する。
2	第 1 回鮭川村通学路安全推進会議	5 月中	一覧表をもとに、効率的・効果的に合同点検を行うため、情報共有及び点検計画を検討する。（要望の量、内容等をもとに、優先順位について協議） また、昨年度の対策内容の報告や、昨年度からの引き継ぎ事項の確認も行う。
3	最上地区通学路安全推進会議 （全体会）	5 月中旬～	県道路管理者・新庄警察署と打ち合わせを実施し、合同点検計画を立てる。
4	通学路合同点検及び 第 2 回鮭川村通学路安全推進会議	最上地区の全体会 以降	合同点検実施。実施後、点検箇所の対策計画の協議や、今後に向けての課題等を協議する。
5	対策の実施	合同点検実施後	各機関は合同点検後に協議した危険箇所の対策計画を実施する。
6	対策の報告	随時	進捗状況について、教育委員会へ報告。教育委員会は取りまとめの上、対策一覧表を作成し、報告や状況提供を行う。